

1年を通じてガバナンスを学ぶ！

ガバナンス太田塾2023 「非営利組織経営の在り方」

無料

オンライン開催
6月から3月まで全10回コース
第1 or 2木曜日10:00～11:00



講師：太田達男



トークセッション
聞き手：山田泰久



公益財団法人

日本非営利組織評価センター



Zoomのアカウント名を

「お名前＋団体名」に

変更してください。

この講座では、法人格に捉われず、広い意味でのNPOのガバナンスや、それに関連する組織運営全般を話題にしていきます。年間を通じて、ガバナンスを学ぶ場です。

参加者のみなさんの学びの場として、申し込み時に、課題に思っていること、知りたいことを入力していただきます。その内容を反映して、講座を進めていきます。

今年のガバナンス太田塾の5つのお勧めポイント！

- ① 昨年の参加者の感想などを参考に、内容をさらにわかりやすくバージョンアップ。
- ② 今年4月に改訂したJCNEのベーシック・アドバンス評価基準の内容を盛り込んだ組織運営のヒントを提供。
- ③ 講座は2部構成。前半は講師の太田塾長からの講義、後半は太田塾長とJCNEの評価事業の統括責任者の山田によるトークセッションでテーマを深掘り。
- ④ 1年間を通じて参加する「通年参加」と、各回ごとの申込による「単発参加」の2種類の方法で参加者募集。1年かけて体系的にじっくり学ぶか、興味関心のあるところを集中してじっくり学ぶか。
- ⑤ リアルタイムで参加できない場合には、参加申込者を対象に後から録画視聴も可。



太田 達男（塾長）

- （公財）日本非営利組織評価センター 理事
- （公財）公益法人協会 前理事長 会長
- （公社）成年後見センター・リーガルサポート 理事
- （公社）日本フィランソロピー協会 理事
- （公財）渋沢栄一記念財団 監事
- （公財）パブリックリソース財団評議員



信託銀行役職員を歴任、44年間の信託マンとしての経歴に終止符を打ち、2000年4月より財団法人公益法人協会理事長、現会長。公益法人制度改革では、2000年法制審議会民法部会の法人制度分科会を皮切りに、公益法人制度の抜本改革に関する懇談会委員や民間法制・税制調査会座長代理として、終始市民社会の立場から提言活動を行う。



1. 各回の参加申込について

出欠確認のために、各回ごとにPeatixでの申し込みが必要です。
講座の開催日の翌日に、次回の申込Peatixを公開します。
各回のPeatixの申込締切は、開催日の1週間前になります。
当日参加できない方には、後日、動画を共有します（受講者にも共有します）。
但し、動画共有は、各回、Peatixで申込みをした方を対象にお送りします。

2. 各回のテーマに関するアンケートについて

Peatixでの申し込み時に、各回のテーマに関して、知りたいことや課題、質問などを入力していただきます。学びの場として開催しますので、必ず入力してください。
複数回、入力が少ない方には、参加をお断りすることがございますので、あらかじめご承知おきください。



3. 事務連絡の方法などについて

事務局からの連絡は、Peatixのメッセージ、もしくはメールでお送りします。

講座資料等はGoogleドライブで共有します。セキュリティの関係で、職場のPCからアクセスできない場合は別のPCからアクセスしてください。事務局で別手段の対応はしませんので、ご承知おきください。

4. その他

講座の動画は、ある程度まとめて、一般公開する予定です。

講座でのご質問をされる時は、個人情報や機密情報にはお気をつけてください。



本日のスケジュール

- 10:00 オープニング
- ・趣旨説明、講座の運営と諸注意
 - ・本日の流れ
 - ・JCNEの紹介
- 10:05 第9回2月【役員が知っておくべき会計と税制の基礎知識】
- ・会計原則、法人等への課税と寄附者への課税
- 10:35 トークセッション（太田、山田）
- 10:55 クロージング
- ・JCNEの組織評価・認証制度のご案内
- 11:00 終了



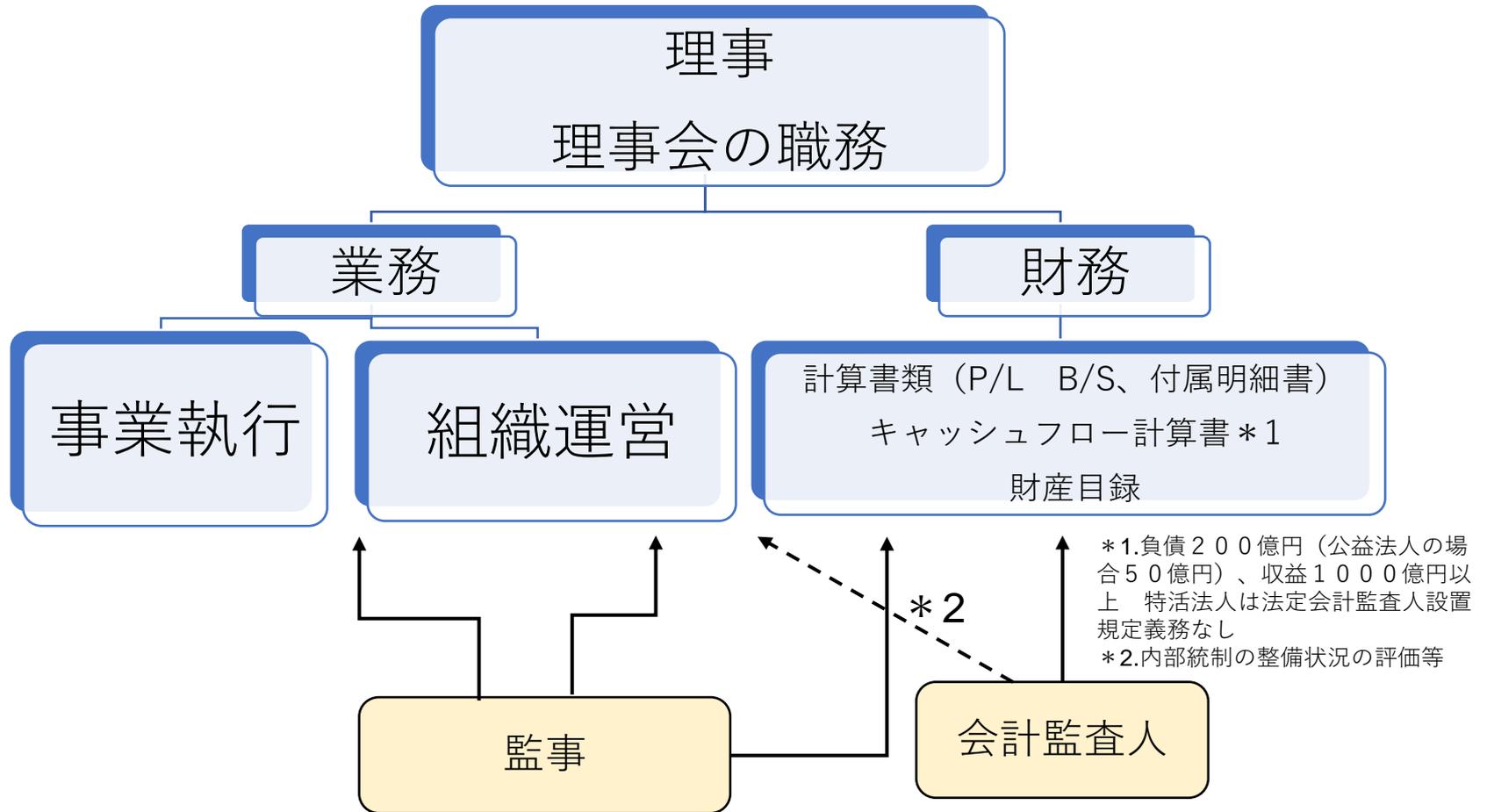
ガバナンス太田塾2023年度 第9回

2024/2/8

役員に求められる会計と税制の知識 ～これだけは～

公益財団法人非営利組織評価センター
理事 太田達男

役員と会計



計算書類、計算関係書類及びその他の会計書類の法令上の整理

(一般法人の場合)

【計算書類】
貸借対照表
損益計算書

【計算書付属書類】
計算書類の付属明細書

(公益法人の場合)

【計算書類】
貸借対照表
正味財産増減計算書
キャッシュフロー計算書*

【計算書付属書類】
計算書類の付属明細書

【計算書関係書類】
財産目録

【目標管理資料】
収支予算書

(特定非営利活動法人の場合)

【計算書類】
貸借対照表
活動計算書

【計算書付属書類】
計算書類の付属明細書

【計算書関係書類】
財産目録

【目標管理資料】
活動予算書

*大規模法人の場合、その他は任意

1. 基礎知識

1) 計算書類等会計書類の目的

A 正味財産増減計算書(特定非営利活動法人の場合「活動計算書」、企業の場合「損益計算書」)

事業(活動)を金銭という単位で記録・計算し、ある期間中の益(プラス)又は損(マイナス)を明らかにする

B 貸借対照表

現・預金など資産と借金など負債を記録・計算し、ある日においてどれくらいの財産(プラスかマイナス)があるかを明らかにする

C キャッシュフロー計算書

現金・預金の増減を示す

(非営利法人の場合、大規模法人は作成、それ以外は任意)

D 付属明細書

重要な固定資産の明細、引当金の明細、その他計算書類を補足する重要な事項を記載する

2) 単式簿記と複式簿記

A 単式簿記

お金の出入りだけを記録(家計簿のようなもの)
一つの科目で表示

B 複式簿記

お金の出入りと資産・負債の変動を記録(現代の会計の基本原則)
二つの科目で表示

(事例) 4月30日に家賃100支払、5月10日に売上120入金

単式簿記

	収入	支出
4月30日		家賃 100
5月10日	売上 120	

複式簿記

	借方	貸方
4月30日	家賃 100	預金 100
5月10日	預金 120	売上 120

3)取引(収益・費用)の認識の時期

A 現金主義

現金主義とは、収益は現金収入があったときに、費用は現金支出があったときに計上する考え方

実際に入出金があったときに記録

B 発生主義

発生主義とは、現金の収支とは関係なく、収益または費用をその発生を意味する経済的事実に基づいて計上する考え方

- ・入金・出金すべきことが確定した時に記録
- ・金銭の移動がない場合でも、資産・負債が増減する場合に記録
減価償却、退職給付債務、貸倒引当金、評価損益の計上など

(事例) 3月30日に商品売買120成立、4月10日に入金

現金主義

	借方	貸方
3月30日		
4月10日	預金 120	売上 120

発生主義

	借方	貸方
3月30日	未収金 120	売上 120
4月10日	預金 120	未収金 120

4) 正味財産、指定正味財産、一般正味財産

A 正味財産

資産の部合計から負債を控除した金額。企業会計の自己資本(資本金、資本剰余金、利益剰余金の合計)にあたる。仮にこれが零だと、すべて借金等の負債で事業をしているということになり、財務体質としては最悪。逆に負債零、資産合計は正味財産と合致は最善、多くはその中間にあり。

B 指定正味財産と一般正味財産

非営利組織の特徴として、用途に一定の条件の付いた収入(典型的には条件付き寄附金、助成金、補助金)がある場合も多い。これらは法人が自由に使える金銭と区別して管理する必要があることから「指定正味財産」とし、用途制限のない金銭を「一般正味財産」として別建てで表示する(公益法人会計基準 NPO会計基準)。

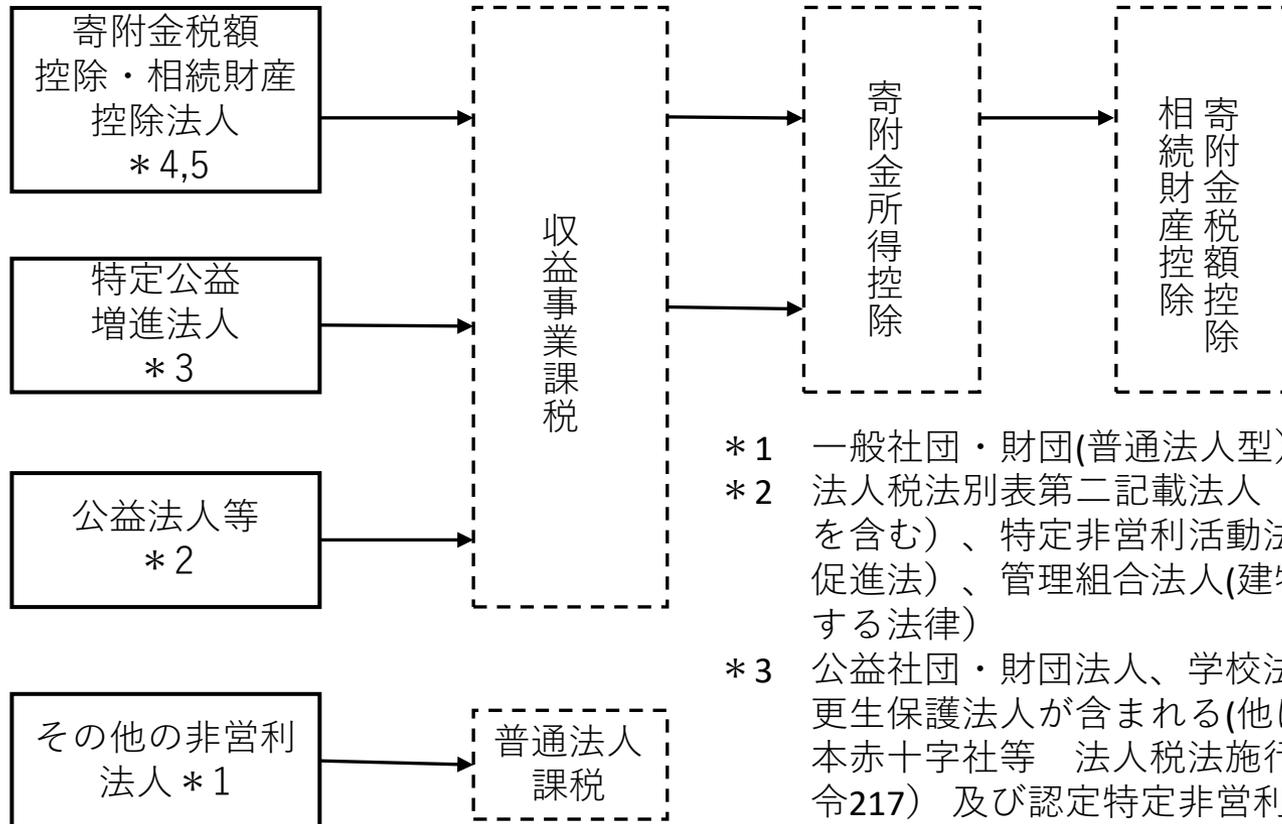
5) 会計基準とは

A 原則 その事業に応じて一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従う

B 個別基準 法人の属性による会計基準が民間又は所轄庁等により示されている

- ・公益法人 公益法人会計基準(2018年年公益認定等委員会推奨)
- ・企業 企業会計基準(1949年に公表された「企業会計原則」をベースとし、社会の変化に合わせて、2001年からは企業会計基準委員会が設定した会計基準)
- ・社会福祉法人 社会福祉法人会計基準(平成28年厚生労働省令第79号)
- ・学校法人 学校法人会計基準(文部科学省省令第15号)
- ・特定非営利活動法人 NPO会計基準(2012年NPO法人会計基準協議会が策定した基準を内閣府が推奨)
- ・一般社団・財団法人 民間又は所轄庁等により示され他会計基準はない
 〔ただし、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする(法人法119条)〕

税制による非営利法人の分類



- * 1 一般社団・財団(普通法人型) その他?
- * 2 法人税法別表第二記載法人〔一般法人非営利型を含む)、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法)、管理組合法人(建物の区分所有等に関する法律)
- * 3 公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人が含まれる(他は独立行政法人、日本赤十字社等 法人税法施行令77、所得税法施行令217) 及び認定特定非営利活動法人(租税特別措置法41の18の2)
- * 4 認定特定非営利活動法人及びPST要件を満たした公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人(租税特別措置法41の18の2及び3)
- * 5 租税特別措置法70①⑩、同政令40の3

困ったときは、公益財団法人公益法人協会相談室を利用しては！

相談内容

一般社団法人・一般財団法人の設立

公益認定

法人運営

〔相談の一例〕

機関運営・組織強化

（社員総会・評議員会・理事会の招集・開催、
役員の改選、役員の責任と役割、ガバナンス等）

行政庁への手続等

（定期提出書類、変更認定・変更認可、立入検査等）

登記手続

（役員、事務所、名称・目的等）

書類の備置、公告、情報公開

解散、清算、合併、事業譲渡等

会計〔相談の一例〕

予算書、計算書類等の作成

区分経理と経費・人件費の配賦

退職給付会計・リース会計・減損会計

遺贈（遺産寄附）

税務

〔相談の一例〕

法人税、消費税等の処理

個人寄附金の所得控除／税額控除

法人寄附金の税務

生前贈与、特定寄附信託、遺贈、遺産寄附など

公益信託〔相談の一例〕

設立手続

公益信託の運営

資産運用

面接相談 会員無料 非会員 1回目無料 2回目

以降 1回 5千円

面談場所 東京（駒込）、大阪、札幌

電話相談 無料

相談室専門委員東京

設立・運営 実務経験者 4名、

会計・税務 会計士・税理士 7名

電話

電話相談受付 03-6824-9871

面接相談受付 03-6824-9872

(公財) 日本非営利組織評価センター (JCNE)

2016年4月1日設立

役員等：評議員10名 理事12名 監事2名

スタッフ：常勤4名 非常勤2名

非営利組織の
第三者組織評価機関
として設立

2022年11月1日公益法人化

11月4日法人名称の変更 (旧：非営利組織評価センター)

目的

社会に対して、客観的かつ信頼性のある組織評価情報を提供し、非営利組織の信頼性向上を目指し、さまざまな支援がNPO等に届く仕組みをつくる

組織の特徴

- ・全国レベル、分野共通の非営利組織の評価機関の設立は初の試み
- ・グッドガバナンス認証制度、ベーシックガバナンスチェック制度の2種類の制度を運用

<https://jcne.or.jp/>



事業や組織
運営のガバ
ナンス全般

グッドガバ
ナンス認証

訪問での
ヒアリング

提出された
書面

アド
バンス
評価
28
基準

全基準を
満たすと
認証付与

◆グッドガバナンス認証（アドバンス評価基準）

https://jcne.or.jp/evaluation/good_governance/

法令や定款
通りのガバ
ナンスの基
本

ベーシック
ガバナンス
チェック

提出された
書面

セルフ
チェック

ベー
シック
評価
25
基準

評価結果を
サイトで
公開

◆ベーシックガバナンスチェック（ベーシック評価基準）

<https://jcne.or.jp/catalog/>

JCNE ベーシックガバナンスチェック

延べ申込み数

1,000

団体

感

突破

謝

【お知らせ】 NPOの組織評価制度「ベーシックガバナンスチェック」の延べ申込み数が1,000団体を突破～助成財団での活用が広がる～
<https://jcne.or.jp/2023/07/18/news-134/>



ベーシックガバナンスチェック制度

ベーシック評価基準25項目に基づく簡易的な組織評価です。

非営利組織の組織運営について、法令・定款に基づいた基本的なガバナンスが適切に行われているかどうかを評価するものです。結果はベーシックガバナンスチェックリスト (<https://jcne.or.jp/org/>) で公開され、継続的に第三者評価を受け、情報開示に積極的な透明性の高い団体であることを社会へアピールできます。

【対象法人】 特定非営利活動法人（認定を含む）

一般社団・財団法人（非営利型・理事会設置型）

公益社団・財団法人、社会福祉法人

【費用】 普及期間のため無料で提供

【評価有効期間】 3年間（更新制）

申込➡ <https://jcne.or.jp/catalog/>



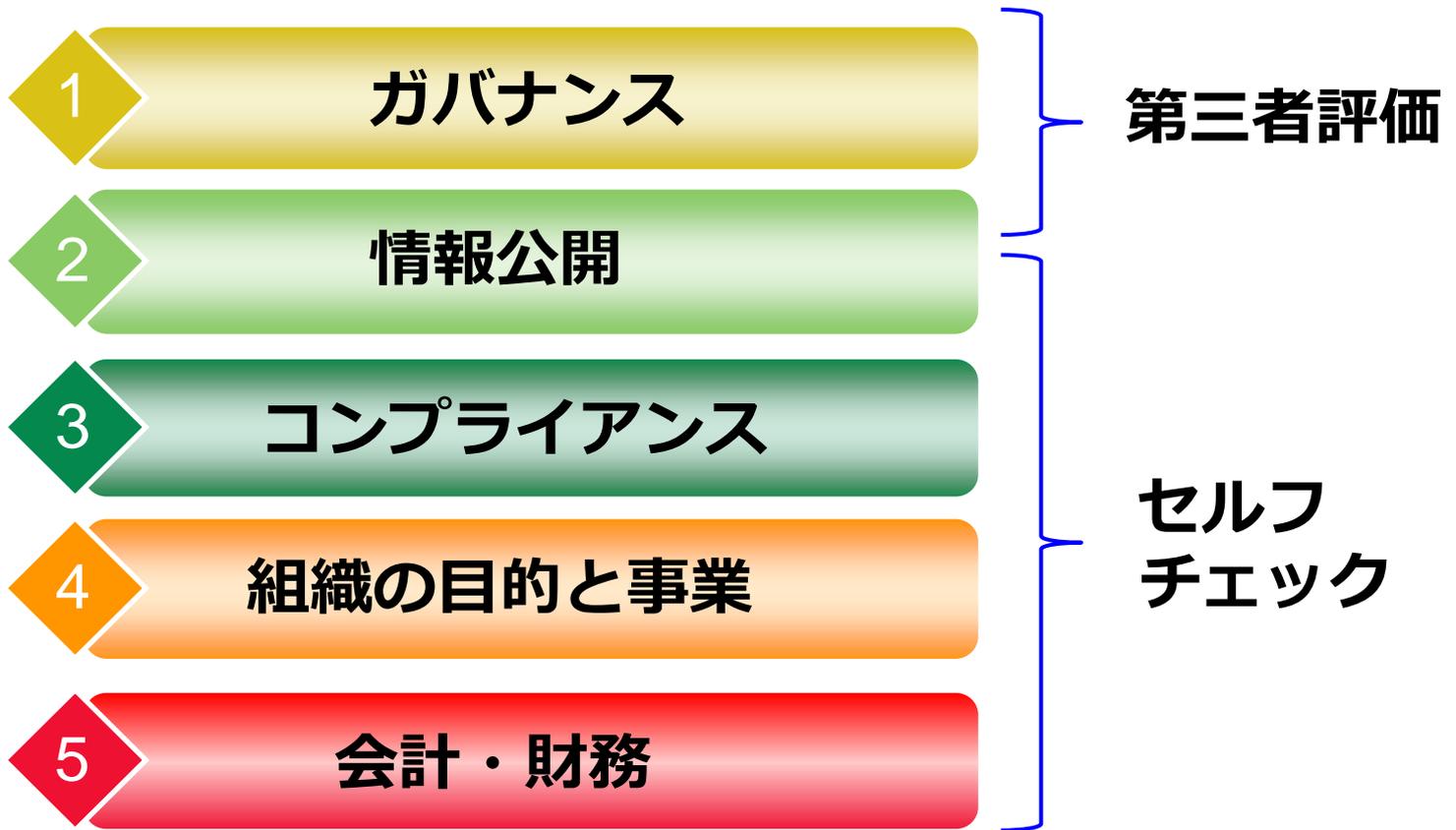
- 評価手法：自己評価結果に基づいた書面評価
 - (1) 団体によるセルフチェック（実施の有無で判断できる項目）
 - (2) 提出書類による書面評価（専門知識が必要な第三者評価）

- 評価基準：25項目（雇用がない場合24項目）
 - ① 法律や定款通りの運営という基礎部分を評価
 - ② 分野/事業内容・組織規模を問わない評価基準
 - ③ 「はい」「いいえ」で答えられる基準
 - ④ 書面で第三者が確認できる内容
 - ⑤ 第三者評価8基準、セルフチェック15基準



ベーシックガバナンスチェックの評価項目

- 評価の5項目：社会へ自己アピールしづらいものを対象



ガバナンス

- 1 法令または定款に則り、代表者および役員（理事3人以上、監事1人以上）を選任している。
- 2 1事業年度に2回以上、法令または定款に則り、理事会を招集し、実際に開催している。
- 3 法令または定款に則り、理事会の議事録を作成している。
- 4 法令または定款に則り、理事会で、事業計画・予算・事業報告・決算を審議している。
- 5 法令または定款に則り、定時社員総会／定時評議員会を招集し、実際に開催している。
- 6 法令または定款に則り、社員総会／評議員会の議事録を作成している。
- 7 法令または定款に則り、社員総会／評議員会で、事業計画・予算・事業報告・決算を審議または報告している。
- 8 役員報酬を支給している場合は、法令、定款または規程に則り、役員報酬の支給を決定するとともに、支払った報酬額（総額）を経費計上し、決算書類に記載している。



ベーシック評価基準（第三者評価基準）

9 監事監査を実施し、監査報告書を作成している。

10 直近の登記事項を登記している。

※基準 8 は役員報酬の支給がある場合のみ適用。

情報公開

11 事務所に備え置くべき書類を整備し、定款・役員名簿・事業計画書・事業報告書・決算書類を組織のホームページまたは情報公開サイトで公開している。



情報公開

- 12 組織の所在地および問合せ方法を組織のホームページまたはSNSで公開している。
- 13 寄付者・支援者等に事業の成果を報告している。

コンプライアンス

- 14 理事との利益相反を理解し、その有無を確認の上、適切に対応を行っている。
 - 15 個人情報取扱いに関する規程を定め、取得目的を明示している。
 - 16 法令または規程で定められた保存年数の期間、法定保存文書を保存している
 - 17 雇用契約を締結している職員がいる場合、法令に基づく労務管理を行っている。
 - 18 ハラスメント防止策を講じている。
- ※基準17は雇用がある場合のみ適用。



組織の目的と事業

- 19 組織の目的と事業を文書化している。
- 20 組織の目的に沿った単年度事業計画を策定している。
- 21 事業の対象となる社会的ニーズや課題を多様な関係者からくみ取っている。
- 22 各事業の定期的な振り返りや見直しを行っている。

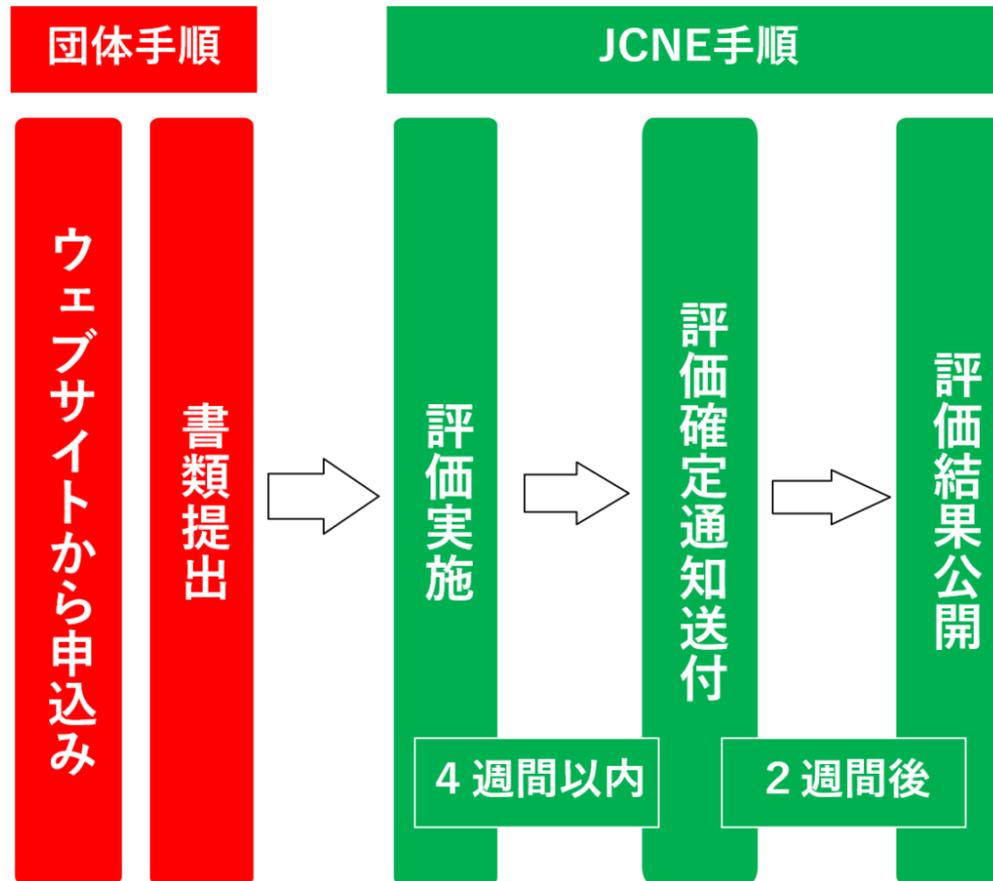
会計・財務

- 23 会計に関して、専門知識をもった役職員が担当している、または会計専門職や外部の支援団体からアドバイスを受けている。
- 24 税務申告と納付を行っている。
- 25 現金の取扱いや資金管理に関して、複数名でチェックしている。

- 第三者評価基準（1～11）については、団体より提出された書類に基づき、日本非営利組織評価センターが第三者評価機関として評価を行う。
- セルフチェック基準（12～25）については、団体自らが基準を満たしているかどうかを、実施の有無で判断できる項目となっている。



評価の流れ（お申込みページ）

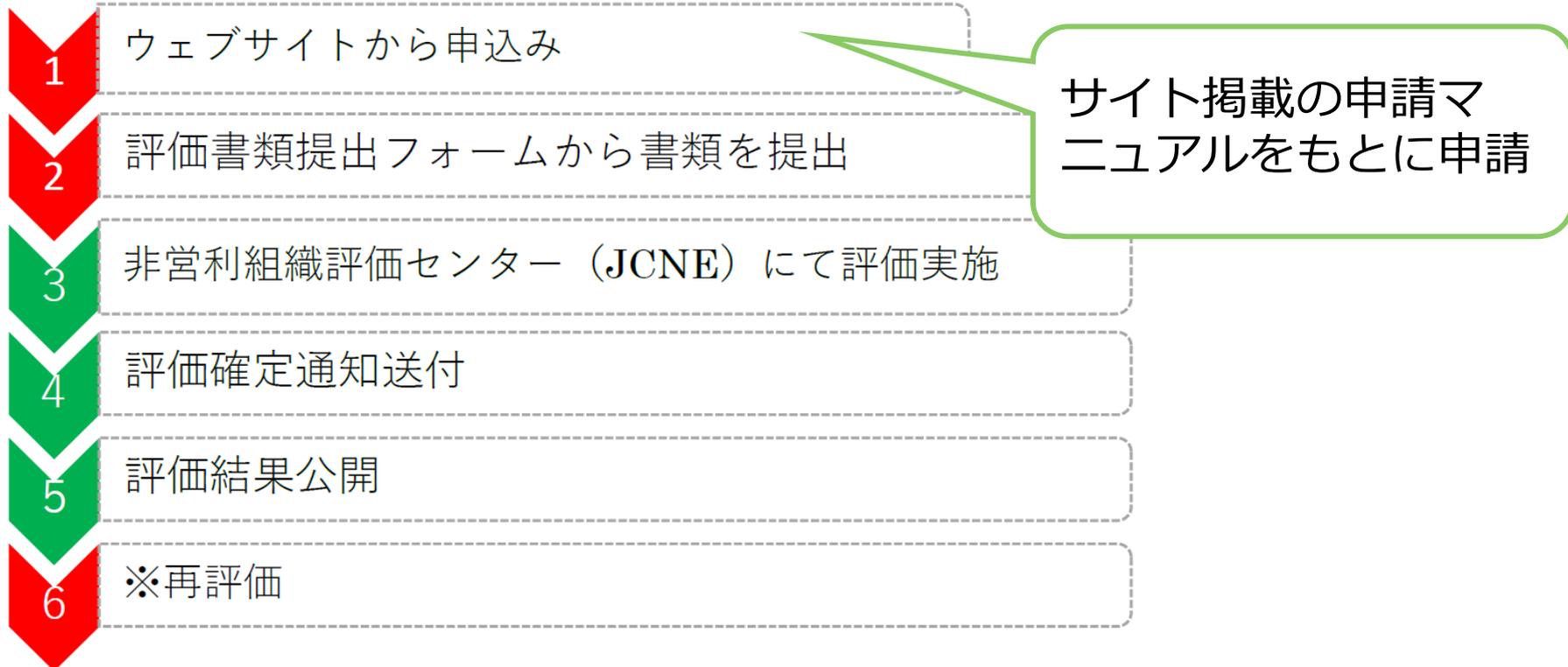


【提出書類】

定款／理事会及び総会（評議員会）の議事録（2年分）／監査報告書／
役員報酬規程／役員名簿／事業計画／予算／事業報告書／決算書類



ベーシックガバナンスチェック



お申込みページは以下のURLとなります。
詳しいガ申請マニュアルを掲載しています。

<https://jcne.or.jp/catalog/>

